## 「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部改正(案) に関するパブリック・コメントの結果について

平成29年2月9日日本証券業協会

本協会では、「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部改正(案)について、平成28年12月21日から平成29年1月19日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見(1件、1社)及び意見に対する考え方は、以下のとおりです。

## 意見

社債の取引情報の発表制度(以下、発表制度) における複数格付要件を外すことに関して、本来 あるべき社債市場の健全な発展という観点から、 以下に意見を述べさせて頂きます。

- 1. 発表制度における発表対象銘柄の選定基準に 複数格付要件を設けた理由に関しては、2013 年12月25日に開催された社債の価格情報イン フラの整備等に関するワーキング・グループ (第20回)における資料2-2に記載された 下記の考え方があるものと考えます。
  - (1) 社債投資におけるリスクの中で、信用リスクは通常相対的に大きなリスクであり、無視し得ない要素であることから、信用リスクに対する様々な考え方を咀嚼して価格形成がなされることが資本市場の健全な発展のために必要です。
  - (2) 特に日本の社債市場においては、格付会 社それぞれの間で信用リスク要因の捉え方 にとどまらず、評価水準に相対的な差異が 見出されることから、個別銘柄の投資に際 して複数の信用格付を比較検討できること が投資家にとって有益です。
  - (3) ところが、公の場において、信用評価の 差異を調整することなく一定の格付符号を しきい値として銘柄抽出が行われる場合に は、格付符号は格付会社間で差異がないと いう認識を醸成する恐れがあります。

## 考え方

2013年12月25日に開催された社債の価格情報 インフラの整備等に関するワーキング・グループ (第20回)における資料2-2は、同日の議事概 要(http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/ji syukisei/gijigaiyou/files/131225\_gijigaiyo u.pdf) 記載のとおり、格付機関からの説明に使 用された資料です。

社債の取引情報の発表制度は、社債の流通市場の活性化を図るためには、社債の取引情報を発表することにより社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することが重要であるとの認識のもとに設けられた制度であり、御指摘のとおり、最終的には、証券会社から報告を受けた全銘柄を発表対象とすることを意図しております。しかしながら、社債の取引情報の発表が社債の流動性等に与える影響を考慮し、制度開始当初は、現行の規定とさせていただきました。この規定は、あくまでも社債の流動性等に与える影響を考慮した上で設けられた一定の線引きであり、価格形成機能維持のために複数の格付会社を利用することを原則とするものではありません。

本制度は、当初から、社債の流動性に与える影響等について定期的に検証を行い、必要に応じて 見直しの検討を行うこととなっております。今 般、初めての定期的な検証を行ったところ、新た 意見

- (4) このような認識は、ともすると、信用格 付をひとつだけ取得するという行為を引き 起こします。結果として、社債市場の価格 形成機能の一部を損なうという、社債市場 の活性化とは逆行する動きを促進すること となります。
- (5) したがって、このような市場の発展にと って好ましくないことが起きないようにす 数の信用格付が付与されていることを条件 として付加するのが適切であると考えま す。
- 2. 公的ルールに格付会社の信用格付を基準とし て用いる場合は、その公的ルールが結果として 1社だけの格付取得を助長することにより、市 場の価格形成機能を損なうことがないよう「複 数の格付会社を利用すること」を原則とすべき と考えます。
- 3. 2012年7月30日付の「社債市場の活性化に向 けた取組み」における第4部会の報告書によれ ば、発表対象銘柄を段階的に社債全銘柄に拡大 していくことが提言されていることから、ワー キング・グループが銘柄を増すという方向性で の改正案に至ったということは理解できます。
- 4. しかしながら、今後、発表対象銘柄の信用力 の水準がA格以上、BBB格以上と低くなる形 での改正を行う場合には、上記の原則に立ち戻 って考えることが市場のために肝要であると 考えます。すなわち、そのような場合には、格 付基準は複数格付要件とすべきであると思料 します。

な線引きを行ったとしても、社債の流動性に悪影 響を与えることはないであろうとの結論を得た ことから、今回の改正を実施するものであり、新 たな線引きは1社だけの格付取得を助長するもの でも、価格形成機能を損なうものでもないと考え ます。

考え方

現時点で、今後の見直し方向等につき、確定し るために、格付基準を用いる場合には、複 | ている事項はございませんが、仮に、頂戴した御 意見内にあるような方向で見直しを検討する際 には、今回の御意見も一つの参考とさせていただ きます。

以上